

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について

吉富鳳寿園では「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、介護職員をはじめ職員のみより一層の処遇改善に努めており、その取組について、以下のとおりお知らせします。

◎ 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算は、介護サービス施設・事業所で働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを定め、職場環境の改善を行った施設・事業所に対して介護職員の賃金改善のための介護報酬を支給することを目的に実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止し、介護職員処遇改善加算として改定した加算です。

加算率は施設・事業所ごとの算定要件により決定され、算定要件にはキャリアパス要件と職場環境等要件があり、要件に応じて5段階（Ⅰ～Ⅴ）に区分されています（要件を多く満たしている事業所ほど加算率が高くなります）。

◎ 介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着を図るため、介護職員処遇改善加算に加え、新たに「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。介護職員等特定処遇改善加算は技能・経験のある介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を図る一方、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）の処遇改善も可能とするなど、柔軟な運用が認められています。

尚、算定要件は、次のとおりです。

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- 職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取組んでいること
- 賃金改善以外の処遇改善の見える化を行っていること

1. 当園の算定状況について

| 事業所 | 加算の区分 |
|-----------|---------------------------------------|
| 介護老人福祉施設 | ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |
| 短期入所生活介護 | ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |
| 地域密着型通所介護 | ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |
| 訪問介護 | ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |

※ 当園では、一部を除き最上位の加算（Ⅰ）を算定しています。

2. 当園の職場環境等について

| 区分 | 職場環境等要件項目 | 当法人としての取組み |
|------------|--|---|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） | 職場内研修をはじめ外部研修会に積極的に参加するとともに、各種資格取得支援を行います（所定の基準に基づき、受講料や旅費等は事業所が負担します）。 また、年2回の人事考課により「ふりかえり」と意見交換を行い、職員個人や事業所の課題等を明確にし、改善に励みます。 |
| | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 | |
| 労働環境・処遇の改善 | ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 | ICTを活用し、記録等にかかる負担の軽減に努めます。 |
| | 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 | 臥床式特殊浴槽、リフト浴、電動ベッド（高さ調整可）を活用し、職員の負担軽減に努めます。 |
| | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 各事業所、各部署の申し送りを密にするとともに、各種会議の開催により情報共有に努めます。 |
| | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 | 各種マニュアルを作成するとともに、関係会議により情報共有に努めます。 |
| | その他 | インフルエンザ予防接種に対する助成、互助会親睦旅行に対する助成（隔年）を行います。 |
| その他 | 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） | 家庭の事情等に配慮し、勤務シフトや就労時間の調整に努めます。 |
| | 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 | 同法人が経営する保育所との世代間交流事業を実施するとともに、地域住民の参加によるイベントを開催します。 また、職員は地域や関連団体の専門委員等を務めたり、講師等として派遣します。 |
| | 非正規職員から正規職員への転換 | 所定の資格を取得、または人事考課の結果により、正規職員に起用します。 |
| | 職員の増員による業務負担の軽減 | 介護保険法に定める基準以上の職員を配置します。 |
| | その他 | 永年勤続職員に対する評価、介護の日の慰労を行います。 |